

旭川市議会定数問題

経済人のまちづくり組織

「創造と改革」会長 小野寺康充

提言



市議は9人でいい 常任委員会はいらない

な報酬にメスを」という記事があった。消費税増税に伴う国会議員の定数削減が論議されていた頃のもので、記事の中にあった「地方議員報酬の国際比較」が注目に値する。

これをみると、我が国の議員1人あたり年間報酬(政務調査費や諸手当を含む)680万円は、欧米のほぼ10倍となっている。国民1人あたりの議員数は欧米諸国の方が多いが、これは小さな規模の自治体で日本よりも多いことが要因である。

なぜかこうも違うのか。欧米の基礎自治体では、議員出席手当や議員活動に関する旅費の実費支給しかないのが原則とのこと。アメリカの州議会議員やロンドン、ベルリンといった大

都市議会ではさすがに業務の種類と量が多いため一定の報酬が支給されているが、それでも日本の都道府県議会議員のそれよりもはるかに少ない。

こうした欧米の報酬体系は、州議会議員等はフルタイムの議員活動が必要な専業職、基礎自治体議員はボランティアの名誉職と位置付けられていることによる。また、この記事では有識者などで構成されている行政委員会の委員報酬についても指摘している。

委員は非常勤で委員会開催数もごくわずかである。例えば東京都(特別区)では月給制を日当制にするなどの改革が進められているが、旭川市の場合、教育委員会委員長の報酬は月額15

万9000円、委員12万1000円。人事委員会にあたる公平委員会委員長は月額6万円、委員3万7000円。選挙管理委員会委員長は月額7万8000円、委員4万9000円といった具合である(平成22年6月現在の資料)。

米国自治体は多様

アメリカでは地方自治体は市民がつくるのが慣例である。住民が住民投票で地方自治体をつくる決意してから初めて自治体ができるのであって、決議しなければ地方自治体はない。だから、アメリカには自治体のない地域で約1億人が生活をしている。日本でいえば、どこの市町村にも属していない人が全人口の30%以上を占めるということである。

アメリカは連邦国家であ

地方議員の国際比較

国名	人口(万人)	地方議員数(万人)	国民1人当たりの議員数(人)	報酬など手当・諸費用(億円)	議員1人当たりの報酬など(万円)
日本	12,000	6	500	4,000	680
米国	29,000	17	586	1,100	65
ドイツ	8,000	20	2,500	1,000	50
英国	6,000	2.3	383	170	74
フランス	6,000	52	866	—	—
韓国	5,000	0.4	80	96	240
スウェーデン	900	1.5	1,600	議員のやく割は日当のみ	
スイス	700	5.3	7,571	ほとんどが無報酬(日当のみ)	

※数値は2005年のもの(スウェーデンは2006年)

報酬欧米の10倍

ニュースサイト「BSN産経ニュース」の2012年8月5日号に「地方議員と行政委員は聖域か 高額



地域の発展を直接自分達でコントロールしたいということ。自治体をつくる運動が生まれ、住民投票などを経て自治体が設立されるといった具合である。

日本とアメリカの地方自治体の違いは、画一性と多様性、トップダウン型とボトムアップ型の自治体創設である。前述のとおりアメリカの場合住民決議で地方自治体を創設する伝統があり、人口が集中すると新しく中小規模の都市を創設し、人口を拡散させる傾向がある。人口100万人を超える都市はニューヨーク市など6市に過ぎず、10万人、20万人の都市が多い。これは、過度な人口集中が住民主体の自治にならないと考

市や中心市街地が分散した政令指定都市を誕生させている日本と対照的である。
中身が欠けた民主主義
下の表は、日本大学の甲斐素直教授がアメリカ合衆国の市議会議員の議員数や報酬等をインターネットで調べたものである。市長の権限が強いのが市長・議会型、比較的市長の権限が弱いのが議会・支配人型の自治体である。(詳細は割愛) 議員報酬においては、州の法律やその地方自治体の実情等により差があるが、総じて旭川市よりも少ない。注目すべきは議員数が7人から13人と少数精鋭であることである。

一般的にアメリカの中堅都市の議会スタイルを調べると、首長と議員だけで物事を決断する日本の市議会とは違い、「公開裁判」といふべきものだ。例えば日本では住民を背に議席が配置されているが、アメリカでは議員が住民の方を向いているのが一般的である。密室で議論が行われると経済力などに力がある人に議論が左右されがちなので、一般市民が参加しやすいようになっているといった配慮がある。

議員も専業ではないため、お互いの仕事や家事が終わったあとの夜間や週末に開かれるのが一般的。議員の役割のひとつは住民の意見をじっくり聞くということであり、最終的には議員の多数決により議決されるが、インターネットなども駆使した公正で強力な住民監視のもとで行われる。

米国各州、主要都市の市議会議員の状況

都市名	人口(人)	議員数(人)	市議会の形態	議員報酬(ドル)
ミズリー州カンザス	444,965	13	議会・支配人型	44,988
バージニア州バージニアビーチ	438,415	11	議会・支配人型	18,000
ネブラスカ州オマハ	414,521	7	市長・議会型	27,813
ハワイ州ホノルル	377,379	9	市長・議会型	43,350
ミネソタ州ミネアポリス	372,811	13	議会・支配人型	65,679
カンサス州ウチタ	354,865	7	議会・支配人型	24,850
(参考) ニューヨーク州ニューヨーク	8,143,197	51	市長・議会型	90,000

主張は、アメリカの同等規模の都市と比較した場合顕著に認められる。河村たかし名古屋市長は議員数を38人に減らし、かつその年俸を約800万円にすることを訴えたが、既得権にすぎない。議会側の大反発を受けた。名古屋市長と同規模であるアメリカ・テキサス州ヒューストン市(約200万人)は議員数14名、議員年俸4万4218ドル(1ドル95円)として約450万円に過ぎない。いかに日本の地方議員が厚遇されているかということである。

しかも1万円程の日当(年
収換算で約250万)と規
定の旅費しか出ないのであ
る。死刑に値するかもしれ
ない事件を専門家でない一
般国民が審議するストレス
は相当なものだと推察する
が、それでさえ低報酬なの
である。

地方自治法が制定(19
47年)されて60年以上に
もなるが、2000年の改
正で議会議員の定数は国が
範囲を示すものから当該自
治体の条例で定められるこ
とになった。これは教育水
準の向上と情報通信手段の
多様化で、住民が行政のあ
りかたを理解・判断できる
条件が整備されたと判断し
たからである。

議会は、もともとそうし
た条件が未整備の時代に有
識者が住民意見を代弁する
ことが最も望ましいかたち
だと考えられた制度である。
現代において、すべての住
民意見を代弁することは情
報量、時間的制約から既に
無理が生じている。仮に定

数を倍増させたところで、
何の解決にもならないばか
りか、経費の増大と不効率
を招くだろう。

むしろ、これからは行政
の政策等に対する審議、意
見吸い上げを行政と住民に
任せ、推移を見守りつつ価
値判断に特化する(有識者
としての判断)のが議会の
あり方として望ましいので
はないだろうか。

生活支援施設でない

高齢化社会で生産年齢人
口が萎む日本において、地
域の活性化は「住民総参加
の地方自治」がキーワード
となる。そこで旭川市議会
に提案する。

「行政すべての情報公開」
「住民意見吸い上げの徹底」
「政策意思決定プロセスの
見える化」
「住民参加の全
年代への教育推進と住民の
努力義務」
これらを包含
した条例の制定と同時に議
員定数の大幅削減である。
地方議会の任務は予算決
算の認定、条例の制定、請

願と調査の三項目に収斂さ
れる。いま議会で盛んな「そ
れに至るプロセス」は殆ど
といって議員の資格がいる
必要がない。

私が提案する中核市旭川
市の定数は9人(現行36人)。
意思決定は10人未満の奇数
(多数を決するため)で、
常任委員会は役割がなくな
るから不要である。市民に
委ねることによって議会が
もつ本質的な価値も向上す
る。

市民は多少忙しい思いを
するが、物事を考える事案
が増えれば地域ならではの
知恵も増え、地域の活性化
が持続することにつながる。
議会費を大幅削減し、浮い
たお金の一部で知恵を出す
「応援費用」を捻出できる
はずだ。全国初の取り組み
を実現させた議員たちには
名誉ある人物だと認証して
あげればよい。

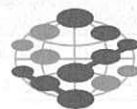
ある。決断すれば5年以内
の経過期間(定数半減の選
挙2回)で完全実施ができ
る。

残念なことに、議会を「自
らの生活支援施設」と勘違
いしている議員が旭川にも
いる。改心してほしい。

創造と改革は、1994
年に若手経済人の大同団結
で発足し、中心市街地の活
性化を最重要テーマにJR
旭川駅周辺を舞台としたカ
ウントダウンイベントを4
回、旭川空港利用向上の実
験、北彩都地区のガーデニ
ングやスタルヒン球場のナ
イター整備提言など時代の
萌芽をキャッチし、将来へ
の道筋を示すナビゲーター
集団としての実績がある。

人材も多種多様で、地域経
済人のほか入会後に市長や
議員になった会員もいる。
念のため公職者は今回の提
言に関わっていない。

まちづくりが始まって1
20年、「日本中が誇りに
思える都市」へと目標を設
定していくべきである。議



Life Produce

株式会社 生活プロデュース

北海道知事上川(2) 第1074号

〒070-0036 北海道旭川市6条通16丁目75-12 ビジョン616 1F
tel 0166-26-2210 fax 0166-26-3350

員定数の大幅削減はシンボ
リックな提案ではあるが、
持続可能で社会情勢の変化
に左右されにくい、永続的
なまちづくりに進化してい
かなければならない。
旭川市民・また関わりが
ある皆さんには、こういっ
た観点での市議会議員の定
数削減提案にご理解をいた
だきたい。単に予算の削減
ではなく、まちの将来は自
分たちで道筋をつけていく
という強い気持ちが必要な
のである。